第2次北海道後期高齢者医療広域連合 広域計画(素案)新旧対照表

はじめに

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象とする、他の健康保険 |から独立した新しい医療保険制度として、平成20年4月1日より施行され|医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。 ました。

ごとに設置される広域連合が担うことと定められております。

このことから、北海道においては、道内全市町村で構成する北海道後期高し、公平で分かりやすい制度として75歳以上の後期高齢者等については、 |齢者医療広域連合が平成19年3月1日に設立され、財政責任を持つ運営主|その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度から独立した医療制度 体として、保険料の決定や医療の給付等の業務を行っているところです。

また、制度の運営に当たりましては、平成19年11月に策定した広域計 画に基づき、市町村と相互に協力しながら、適切な役割分担のもと効率的か なり、総人口の7.3%を占めるとともに、全国平均の割合を上回った。 つ的確に取り組み、本制度の安定的かつ円滑な運営に努めてきております。

24年8月に社会保障・税一体改革関連法が成立し、今後の高齢者医療制度 年々増加する傾向にある。 については、社会保障制度改革国民会議において検討し、1年以内に結論を 得ることになりました。

|連合といたしましては、国の動向を注視しながら、これからも北海道におけ | 々な要因から、入院による受診率が高い傾向にあり、一人当たりの入院診療 る70万人余りの被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、現行 費が52万5千円と全国で最も高い状況にある。今後、高齢者人口の増加に 制度の安定的かつ円滑な運営に努めていく考えであります。

画が平成24年度をもって計画の期間の満了を迎えるに当たりまして、この「こうした状況を踏まえ、新たな後期高齢者医療制度の運営に当たっては、北 広域計画の基本的な考え方を踏まえつつ、新たに平成25年度を始期とする|海道内のすべての市町村(以下「関係市町村」という。)が加入する北海道 第2次広域計画を策定しました。

ものがありますが、今後とも、この第2次広域計画に基づきながら、市町村1で安定した財政運営を目指していく。 と一層連携を深め、医療保険者として、その責務を最大限に果たしていく考 えであります。

我が国は、国民皆保険の下、だれもが安心して医療を受けることができる しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識 本制度は、高齢者の医療費を現役世代を含む国民全体で支え合うための制力の変化など、大きな環境変化に直面しており、また、老人医療費を中心に国 度であり、その運営主体は、財政の広域化及び安定化を図るため、都道府県民医療費が増大する状況にあることなどから、超高齢社会を展望した新たな 医療保険制度体系を実現させるため、高齢者世代と現役世代の負担を明確化

が創設されることとなった。

北海道の75歳以上の後期高齢者人口は、平成12年に約41万3千人と さらに、平成16年には、75歳以上人口は初めて50万人を超え、団塊の 一方、本制度については、国において廃止の方針が示されましたが、平成 世代が高齢期を迎える平成26年には約72万7千人となる見込みであり、

また、平成17年度の北海道の老人医療費は、一人当たり医療費が100 万1千円と全国で2番目に高い状況にあり、その中でも、冬期間の厳しい積 現時点においては、具体的な内容は明確とはなっておりませんが、本広域 | 雪寒冷の気象条件や広域分散型の地域構造からなる北海道の生活環境など様 伴い医療費の増加が見込まれるため、医療制度を将来にわたり持続可能なも こうしたことから、本広域連合といたしましては、この度、現在の広域計1のとしていくためには、財政運営の安定化を図ることが必要となっている。 後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)が運営主体となり、 医療の高度化等に伴う医療費の増加など、本制度を取り巻く環境は厳しい財政運営の責任の明確化を図るとともに、事業規模の広域化を通じ、効率的

> 北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「広域計画」という。)は、 広域連合と広域連合を組織する関係市町村が事務処理を行うための指針とな るものであると同時に、市町村や被保険者等に対して広域連合の基本方針等

はじめに

英 0 净 1/海 × 8 烟 草 松 × 8 磨 片 4 净 0 片 4 到 亚 (丰 安)	北海洋災期京縣老原庵古代本人古代制元(四年)
第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(素案)	北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)
	を示すものである。
	今後、後期高齢者医療制度の円滑な推進に向けて、広域連合は、関係市町村
	と一体となって取り組んでいく。
	概要
	1 広域連合設立の背景と目的
	国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとして
	いくためには、その構造改革が急務であることから、医療費適正化対策
	の総合的な推進、新たな高齢者医療制度の創設、都道府県単位を軸とし
	た保険者の再編・統合等の措置を講ずるため「健康保険法等の一部を改
	正する法律」(平成18年法律第83号)が国会において可決、成立し、
	平成18年6月21日に公布された。
	この法律により、「老人保健法」(昭和57年法律第80号)が「高
	齢者の医療の確保に関する法律」に改められ、平成20年4月から75
	歳以上の者等を後期高齢者医療の被保険者とする新たな医療制度が創設
	されることとなり、被保険者である後期高齢者からの保険料と公費、現
	でなることとなり、
	これまで老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、現行の老人保
	使制度では、給付を行う市町村と実際の費用負担を行う保険者の間での
	財政運営上の責任の所在が不明確であることや現役世代と高齢者の負担
	が不透明であることから、その是正を図るとともに、財政運営の安定化
	を図るためには、都道府県ごとにすべての市町村をもって組織する広域
	連合が制度運営を行うこととなり、平成18年度中に全国の都道府県で
	設立することが義務付けられた。
	このため、北海道においては、平成18年8月25日に北海道後期高
	齢者医療広域連合設立準備委員会を立ち上げ、広域連合規約案等につい
	て検討を行い、各市町村議会において広域連合の設立に関する議決を経
	て、平成19年2月5日に北海道知事に対し設立許可申請を提出し、同
	年3月1日に知事から設立許可を受けて「北海道後期高齢者医療広域連
	合」が設立された。

第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域	計画	(表安)
易 4 6 4 世 里 後 别 同 椰 有 医 鬼 丛 蚁 里 豆 丛 蚁 。	7 I I III I	(糸糸)

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)

第1 高齢者医療を取り巻く現状と医療保険者としての課題

1 少子高齢化に伴う人口構成の変化

我が国の平均寿命(※1)は、平成23年において、男性が79.4 4歳、女性が85.90歳で、世界有数の長寿国となっており、全国の75歳以上人口は平成23年10月1日現在(※2)で、1,470万8千人と全人口の約11.5%を占めています。

また、国立社会保障・人口問題研究所が平成19年5月に公表した人口の将来推計(※3)によると、我が国は今後、総人口が減少し続けるのに対して、75歳以上人口は増加し続けると見込まれており、一層の少子高齢化の進展が予想されています。

一方、北海道では全国よりも早く、平成10年をピークに人口の減少が始まっており(※4)、道内の75歳以上人口は、平成23年10月1日現在(※2)で約69万5千人、道内人口の約12.7%と全国平均の割合よりも高く推移しているとともに、既に65~74歳人口を上回っている状況となっています。

今後、北海道の75歳以上人口は、第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(以下「第2次広域計画」という。)期間内である平成27年には約77万2千人(道内人口比約14.4%)となると推計(※3)されており、全国と同様、後期高齢者医療制度(以下「本制度」という。)の被保険者は増加し続け、その一方で本制度を支える北海道の現役世代は減少すると見込まれています。

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)

2 全国と比べて高い水準にある医療費

全国の医療費は、医療の高度化等に伴い年々増加しており、厚生労働省が公表した数値(※5)によると、平成22年度の国民医療費の総額は、対前年比3.9%増の約37.4兆円となっており、うち後期高齢者医療費は約12.7兆円と全体の約34%を占めています。

本制度に係る北海道の医療費を見ると、平成20年度(11か月間)は約5,910億円、平成21年度は約6,809億円、平成22年度は約7,143億円、そして平成23年度は約7,470億円と、全国と同様に年々増加しています。

また、一人当たり医療費(※6)においても、平成20年度は約10 3万8千円(全国2位)、平成21年度は約105万6千円(同2位)、 平成22年度は約107万円(同3位)、平成23年度は約108万円 (同3位)となっており、本制度開始以来、全国と比べて高い水準で推 移しています。

以上のように、人口構成の変化や医療の高度化等に伴い、今後も医療費が増加し続けるとともに、本制度を支える現役世代は減り続けるなど、高齢者医療を取り巻く環境は一層厳しさを増すものと予測されます。

このため、将来にわたり被保険者の皆さまが安心して医療を受けられるよう、市町村と連携しながら医療費の適正化の推進や保健事業の充実、事業運営の安定化等に努め、本制度の安定的かつ円滑な運営を行っていくことが、北海道後期高齢者医療広域連合(以下「本広域連合」という。)の課題となっています。

- ※1 「平成23年簡易生命表」(厚生労働省)
- ※2 「人口推計(平成23年10月1日現在)」(総務省)
- ※3 「日本の都道府県別将来推計人口(平成19年5月推計)(国立社会保障・人口 問題研究所)
- ※4 「住民基本台帳人口・世帯数(昭和52年以降毎年3月末現在)」(北海道)
- ※5 国民医療費:「平成22年度 国民医療費の概況」(厚生労働省)

後期高齢者医療費:「平成22年度 後期高齢者医療事業年報」(厚生労働省)

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)

※6 平成20~22年度:「平成22年度 後期高齢者医療事業年報」(厚生労働省) 平成23年度:「国保・後期高齢者医療 医療費速報(平成23年度分)」(国民 健康保険中央会)

(参考) 平成23年度における人口及び一人当たり医療費の比較

区分	北海道	全 国
総 人 口 (千人)	5, 486	127, 799
65歳以上人口 (千人)	1, 382	29, 752
75歳以上人口 (千人)	6 9 5	14,708
高 齢 化 率 (%)	25.2	23.3
75歳以上比率 (%)	12.7	11.5
一人当たり医療費(千円)	1, 080	9 0 9

- ※ 人口:「人口推計(平成23年10月1日現在)」(総務省)
- ※ 一人当たり医療費:「国保・後期高齢者医療 医療費速報(平成23年度分)」(国 民健康保険中央会)

第2 広域計画の期間及び改定

広域計画は、広域連合の基本的考え方を示し、本制度の事務を総合的かつ計画的に行うため、地方自治法第291条の7などの規定に基づいて作成するものであり、広域連合と市町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事務について定めるものです。

この第2次広域計画は、本制度開始以降の状況等を踏まえ、引き続き本広域連合と市町村が連携して、本制度を安定的かつ円滑に実施していくため、 平成25年度から平成29年度までの5年間に係る取組みについて定めます。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定または計画期間の変 更を行うものとします。

概要

2 広域計画策定の趣旨

広域計画は、後期高齢者医療制度の事務を総合的かつ計画的に処理するため、広域連合と関係市町村が相互に役割を担い、連絡調整を図りながら処理する事項について、地方自治法第291条の7第1項の規定に基づき広域計画を策定するものである。

3 広域計画の期間と構成

(1) 期間

広域計画の期間は、高齢者の医療の確保に関する法律の見直しに合わせ、平成19年度から平成24年度までの6年間とし、その後においては、5年ごとに見直しを行うものとする。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

この第2次広域計画は、「基本的考え方」、「施策の方針」及び「広域連合 及び市町村が行う事務」から構成します。

本広域連合は、国民皆保険制度を支える医療保険者としての責任及び役割 を引き続き担っていくに当たり、『市町村と連携しながら、安定的かつ円滑 な制度の運営に努める』という基本的考え方のもと、この考え方に基づく次 |の5つの施策の方針を定め、被保険者の皆さまが安心して医療を受けること||第1 基本構想 ができるよう取り組むこととします。

- (1) 医療費の適正化の推進
- (2) 保健事業の充実
- (3) 事業運営の安定化の推進
- (4) 被保険者等の利便性の向上
- (5) 制度の周知と理解の促進

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)

概要

- 3 広域計画の期間と構成
- (2) 構成

広域計画は、基本構想と基本計画で構成する。

基本構想は、広域連合の事業運営における基本方針及び将来構想を 明らかにし、基本計画の指針となるものとして位置付ける。

基本計画は、基本構想を受け、具体的な方針を示すものである。

1 基本方針

各種施策の推進に当たり、広域連合は、関係市町村と連絡調整を図り、 被保険者等の便益に配慮しながら、広域化の長所を活用しつつ関係機関 と連携して業務を行うこととし、関係市町村は広域連合と相互理解の下、 一体的に後期高齢者医療制度の運営を健全かつ円滑に進める。

- (1) 関係市町村と連携し、事務処理の効率化を図る。
- (2) 後期高齢者が安心して医療を受けられるよう、運営規模の利点を活 用し、安定的かつ円滑な事業運営に努める。
- (3) 関係市町村及び関係機関と連携し、医療費の適正化に取り組む。
- (4) 関係市町村と連携・調整を図りながら、被保険者等の利便性の向上 に寄与する。
- (5) 医療制度や電算処理システム等に精通した職員の確保・育成に努め る。
- 2 将来構想

広域連合は、関係市町村及び関係機関との連携の下、北海道における 後期高齢者の適切な医療の確保及び健康の保持増進に寄与し、後期高齢 者医療の事務の効率化、安定的かつ円滑な制度の運営及び医療費の適正 化の推進に努めるとともに、地域住民に対する利便性の向上と、充実し た医療・福祉の発展につなげる。

第4 施策の方針

1 医療費の適正化の推進

医療保険者として、将来にわたり被保険者の方々へ必要かつ適正な医療が提供されるよう、レセプト点検による過誤請求の是正、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の普及・使用促進の推進及び柔道整復・マッサージ等の適正受診に関する取組みの強化を図り、医療費の適正化に努めます。

2 保健事業の充実

保健事業は、被保険者の健康の保持増進と生活習慣病等の早期発見・ 早期治療及び重症化の予防を図るとともに、中長期的には医療費の適正 化にもつながるものであることから、健康診査や保健師による健康講話 ・健康相談の実施、既存の制度も活用した人間ドック等に係る費用助成 の実施及び医療費分析の推進に努めます。

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)

第2 基本計画

3 医療費の適正化

近年の急速な高齢化の中で高齢者の医療費は増大し続けており、その国民医療費全体に占める割合は、年々上昇する傾向にある。

こうした状況において、医療制度を今後とも持続可能なものとしていくためには、現役世代の負担が過重なものとならないよう、高齢者の医療費の伸びを適正化していくことが重要である。医療費の水準は、地域における疾病の発生状況や患者の受診動向のほか、地域における医療提供体制、保健事業や介護サービスの実施状況等とも関連しており、こうした状況を踏まえ、国及び道が策定する医療費適正化計画等との調和を保ちながら、広域連合と関係市町村及び関係機関が連携して医療費の適正化に取り組む。

3 事業運営の安定化の推進

安定的な事業運営の根幹となる保険料の賦課及び徴収に適正に取り組むとともに、国や道の支援制度を適切に活用するなどして必要な医療費財源の確保を図り、健全な保険財政運営に努めます。

また、事業規模の広域化によるメリットを生かした効率的な事業運営に努めるほか、本広域連合の職員体制は、引き続き主として市町村からの派遣職員で構成します。

4 被保険者等の利便性の向上

各種申請等の窓口事務については、住民にとって最も身近な行政主体である市町村が引き続き担うこととし、被保険者をはじめとする住民の利便性の向上に努めます。

また、機能的な役割分担のもと、効率的な事務を遂行できるよう、本 広域連合と市町村は、後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下 「電算処理システム」という。) や各種情報等の適正な運用及び管理を 行い、円滑な住民サービスの提供に努めます。

5 制度の周知と理解の促進

被保険者及びその家族、現役世代、医療従事者をはじめとする住民の 方々に対し、本制度への一層の理解が得られるよう、制度周知のリーフ レットの作成及び配布、市町村広報誌への掲載、ホームページによる情 報提供等、各種の広報媒体を活用しながら適時適切な周知・広報に取り 組みます。

また、直接被保険者等に本制度について説明し、御理解いただく機会となる住民説明会の開催や相談業務等の実施に努めます。

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)

第2 基本計画

2 事業運営の安定化

後期高齢者に対しては、治療の長期化や複数疾患の併有などの心身の特性に応じたふさわしい医療の提供が求められており、後期高齢者が安心して将来にわたり必要かつ適切な医療が受けられるよう、持続可能な医療制度を構築するため、道内のすべての市町村をもって組織する広域連合が制度運営を行うことにより、事業規模の広域化を図り、安定した財政運営に取り組む。

また、高額な医療費の発生などによる広域連合財政への急激な影響の 緩和を図るため、国・都道府県が共同して責任を果たす仕組みが設けられ、高額医療費に対する支援などの軽減措置が講じられることから、これらの措置を活用して財政リスクを分散し、安定的かつ円滑な事業運営に努める。

第2 基本計画

4 被保険者等の利便性の向上

保険料徴収や各種申請の受付等の窓口事務については、住民に身近な行政主体として、日ごろから地域住民に接している関係市町村が行う。

また、その他の業務についても効率良く業務を遂行できるよう、広域 連合と市町村が相互に連携・調整を図りながら、後期高齢者医療制度の 適正かつ円滑な運営に努め、被保険者等の利便性の向上に寄与する。

第5 広域連合及び市町村が行う事務

本広域連合と市町村は、市町村連絡調整会議の開催による情報の共有化等、これまでも連携・協力を図りながら、一体的に本制度の運営に当たってきました。

今後も引き続き、第2次広域計画の基本的考え方及び施策の方針に基づいた安定的かつ円滑な制度運営に向けて、市町村と連携・協力して事業に取り組みます。

本広域連合は、市町村が実施する事業等への支援、地域の特性に応じた保健事業の展開、適切かつ効率的な被保険者の資格管理、医療給付及び保険料賦課の決定、本制度に対する一層の理解の促進に向けた広報事業の実施等、総括的な役割を担います。

市町村は、本制度の保険財政を支える保険料の徴収事務に取り組むとともに、住民の利便性の観点から、各種の相談や申請書の受付等、被保険者に最も身近な住民サービスの窓口としての役割を担います。

1 医療費の適正化に関する事務

本広域連合は、レセプトの点検業務について、外部への委託のほか、 専門の担当職員による点検を実施し、過誤や第三者行為、不正・不当利 得を確認した場合は速やかに適切な対応を行い、適正な医療給付に努め ます。また、後発医薬品の普及・使用促進や柔道整復・マッサージ等に 係る適正受診の啓発に取り組みます。

市町村は、本広域連合と連携を図りながら、広報誌等を活用した後発 医薬品の使用促進や適正受診に関する広報事業を実施します。

なお、医療保険者としての立場から、道が策定する第2期北海道医療 費適正化計画(仮称)との調和を図ります。

第2 基本計画

1 後期高齢者医療の事務

後期高齢者医療制度は、広域連合が制度運営を行うこととなり、住民に身近な行政主体である市町村は、後期高齢者医療事務のうち、保険料の徴収の事務及び被保険者の利便性の向上に寄与するものとして各種申請・届出の受付や被保険者証の引渡し等のいわゆる窓口事務を担うことから、広域連合と関係市町村は連携し、事務処理の効率化を図りながら、次に掲げる事務を行う。

2 保健事業に関する事務

本広域連合は、被保険者の方がいくつになっても健康で生き生きと過ごせるよう健康診査事業の運営及び推進を行います。その実施に当たっては、被保険者の利便性や効率性の観点から市町村に委託して行います。また、健康づくり事業においては、市町村が実施する健康講話・健康相談に対する本広域連合の保健師の派遣や情報提供等の支援及び人間ドック等を実施する市町村への費用助成を行うほか、医療費分析を行い、その結果を市町村に提供します。

市町村は、医療費分析の結果等を参考にしながら、健康診査事業等の 効果的な実施に努めるとともに、住民に健康講話や健康相談の機会を提 供し、被保険者の健康増進への意識向上に努めます。

3 事業運営の安定化に関する事務

本広域連合は、本制度の安定的な運営を図るため、レセプトや申請書の審査を経て、高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付(※7)の支給決定を行うとともに、給付実績の管理を行います。また、保険料については、おおむね2年間を通じて財政の均衡を保つことができるよう保険料率を定め、それに基づく賦課決定を行うほか、低所得者に対する軽減措置及び災害等による減免・徴収猶予の決定を行います。なお、職員については、当面は主として市町村からの派遣職員とし、各種の研修や日々の業務を活用することなどにより、職員の資質の向上に努めます。

市町村は、本広域連合が保険料の賦課決定を適正に行うことができるよう、市町村の持つ課税情報等を提供するほか、保険料の徴収事務を行います。また、市町村は本広域連合への職員派遣について配慮します。

※7 高齢者の医療の確保に関する法律第56条に規定する医療給付

- ・療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給
- 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
- ・後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)

第2 基本計画

- 1 後期高齢者医療の事務
- (2) 平成20年度以降に行う事務
 - ④ 保健事業に関する事務

広域連合は、関係市町村と連携し、被保険者の健康の保持増進を 図るため、後期高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえ、介護予防 のための地域支援事業との共同実施、健康増進法に基づく健康相談 ・指導と連携した実効性のある保健事業を行うよう努める。

第2 基本計画

- 1 後期高齢者医療の事務
- (2) 平成20年度以降に行う事務
 - ② 医療給付に関する事務

被保険者等からの後期高齢者医療給付に関する申請の受付等の窓口事務は関係市町村が行い、後期高齢者医療給付の審査及び支払並びにレセプトの点検及び保管は広域連合が行う。

③ 保険料に関する事務

関係市町村から提供される所得情報等に基づき、広域連合において保険料の賦課決定を行い、保険料の徴収及び保険料に関する申請の受付等の事務は関係市町村が行う。

5 職員の確保・育成

後期高齢者医療制度については、新たな医療制度であることに加え、 道内すべての市町村をもって組織する広域連合が、市町村と連携・調整 を図りながら運営する前例のない仕組みであることから、円滑な制度の 運営を行うことができるよう、広域連合の職員体制は、当面は主として 関係市町村からの派遣職員で構成し、医療制度や電算処理システムなど に精通し、企画構想力を持った職員の確保及び育成に努める。

北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)

4 被保険者等の利便性の向上に関する事務

本広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理し、被保 険者資格の認定、被保険者証等の交付決定を行うとともに、65歳から 75歳未満の一定の障がいのある方に対する被保険者資格の認定等を行 います。また、電算処理システムについて、適正な機器類の配置を行う ほか、それらの維持・管理を行い、安定的な運用の確保及び情報の適正 な管理に努めます。

市町村は、被保険者に最も身近な住民サービスの窓口として、被保険者資格の認定に関する申請や届出の受付、保険料の減免及び徴収猶予に関する申請の受付、被保険者証等の引渡しや返還の受付、医療給付に関する申請や届出の受付、証明書の引渡し等を行います。また、電算処理システムを活用することにより、適正かつ効率的な事務処理を行い、円滑な住民サービスを提供します。

5 制度の周知と理解の促進に関する事務

本広域連合は、本制度への一層の理解が得られるよう、各種の広報媒体を用いた周知・広報の企画及び立案を行います。被保険者の視点に立った分かりやすいリーフレットの作成及び配布、市町村への広報誌用の原稿の送付、ホームページによる情報提供等を適時適切な方法で実施します。また、市町村が実施する住民説明会について、説明員の派遣や説明資料の作成・提供等の支援を行います。

市町村は、本広域連合からの原稿提供及び市町村の実情に応じ、市町村が発行する広報誌やホームページ等に本制度に関する情報を掲載し、住民への周知を行います。また、本広域連合との連携・協力のもと、必要に応じて住民説明会を実施するほか、窓口等において本制度に関する住民からの各種相談に対応します。

第2 基本計画

- 1 後期高齢者医療の事務
- (2) 平成20年度以降に行う事務
 - ① 被保険者の資格の管理に関する事務 被保険者等からの資格管理に関する申請及び届出の受付、被保険

者証の引渡し及び返還の受付等の窓口事務は関係市町村が行い、被保険者の資格管理、被保険者証の交付等は広域連合が行う。

⑥ 電算処理システムの管理・運用

後期高齢者医療事務を適正かつ円滑に処理するため、広域連合は 関係市町村と連絡調整を図りながら、制度運営に係る電算処理シス テムの適切な管理・運用に努める。

第2 基本計画

- 1 後期高齢者医療の事務
 - (2) 平成20年度以降に行う事務
 - ⑤ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

広域連合及び関係市町村は、相互の事務が適正かつ円滑に進められるよう、後期高齢者医療制度の事務に必要な情報の提供その他必要な協力を行うとともに、制度の浸透を図るため、連携して広報活動を実施する。

また、各種申請や認定等に関する苦情や相談については、関係市 町村が窓口となって、広域連合と緊密に連携して対応するものとす る。

⑦ 被保険者等からの意見の反映

広域連合は、関係市町村と連携し、被保険者をはじめ広く住民等からの意見を聴取し、制度運営に反映するよう努める。

第2次北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(素案)	北海道後期高齢者医療広域連合広域計画(現行)
を	第2 基本計画 1 後期高齢者医療の事務 (1) 平成19年度に行う事務 平成20年4月からの後期高齢者医療制度の実施に向けての準備行為として、広域連合は、事務処理の効率化及び関係市町村と情報の共有化を図るため、制度運営に係る電算処理システムを構築し、被保険者台帳の作成、保険料率の算定等を行い、関係市町村は、住基情報等の提供システム及び保険料率の算定に必要となる情報の提供等を行う。また、新しい制度に対する被保険者等の理解と協力を得るため、広域連合は、関係市町村と連携して広報活動を実施するとともに、被保険者をはじめ広く住民等からの意見を聴取し、制度の運営に反映するよう努める。